

平成26年度 引越事業者優良認定制度の概要

1. 制度の目的

最近のインターネット利用の進展等に伴い、消費者と引越サービスを提供する事業者の関係が変化してきています。これに伴い、見積りや契約に関することなどで消費者の期待に著しく反する事案が発生するなど、苦情やトラブルも多くなってきています。

このため、公益社団法人全日本トラック協会では、消費者に安全・安心な引越サービスを提供する事業者の情報を提供することにより、市場においてサービス品質により選択される環境を創出し、品質の向上を図るため、引越事業者又は引越事業者で構成する共通の引越サービス名称を使用しているグループを客観的に評価する「引越事業者優良認定制度」をスタートさせることとしました。

引越事業者優良認定制度の目的は、以下の3つを柱としています。

(1) 安全・安心な事業者の見える化

事業者の責任を明確化し、消費者が安心して引越を委託することができる事業者を選択しやすい環境をつくる。

(2) 引越業界全体のコンプライアンスの向上

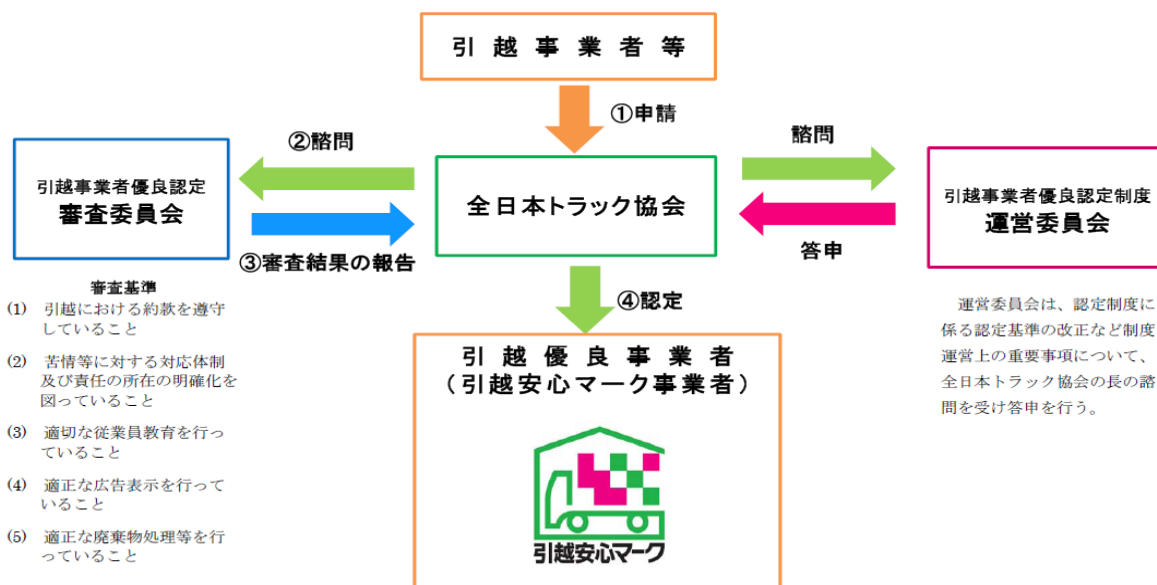
貨物自動車運送事業法や標準引越運送約款、消費者関係法令等の遵守を誓約し、その体制が整っている事業者を認定することにより、引越業界全体のコンプライアンスの向上を目指す。

(3) 引越における苦情やトラブルの防止

苦情やトラブルを未然に防ぐための社内教育や責任ある対応ができる体制等が整っている事業者を認定することにより、引越における苦情やトラブルの防止を目指す。

引越事業者優良認定制度の運営

- ① 申請 申請者は、引越に関わる全ての事業所の資料を取りまとめて全日本トラック協会に直接申請を行う。
- ② 審査委員会への諮問 全日本トラック協会は、申請資格要件を満たす申請について審査を行い、審査委員会に諮問する。
- ③ 審査結果の報告 審査委員会は全日本トラック協会の長の諮問を受け、審査基準を満たしているか確認を行い結果の報告を行う。
- ④ 認定 審査の結果、審査基準を満たすことが確認された引越事業者等を引越優良事業者等に認定する。



2. 平成26年度引越事業者優良認定制度のスケジュール

- ・平成26年4月14日（月）～7月14日（月） 申請書の頒布期間
- ・平成26年7月 1日（火）～7月14日（月） 申請期間
- ・平成26年12月18日（木） 引越事業者優良認定制度 認定

3. 申請資格

- (1) 引越に関わる全ての事業所(営業所)に、全日本トラック協会が申請の前年から3年度以内に行った引越管理者講習を修了した者が1名以上在籍していること。
- (2) 引越に関わる全ての事業所(営業所)が、「安全性優良事業所」(Gマーク認定事業所)であることまたは「安全性優良事業所」に準ずる取扱いを行う審査基準を満たしていること。

4. 審査基準

- (1) 引越における約款を遵守していること
- (2) 苦情等に対する対応体制及び責任の所在の明確化を図っていること
- (3) 適切な従業員教育を行っていること
- (4) 適正な広告表示を行っていること
- (5) 適正な廃棄物処理等を行っていること

5. 安全性優良事業所の認定の有効期間

平成27年1月1日～平成29年12月31日までの3年間

※その後は、3年ごとに更新審査を行う予定

引越事業者優良認定制度の概要

